

中央区子ども医療費助成制度の拡充について

1 目的

次代を担う子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、現行の乳幼児医療費助成制度および小・中学生の入院医療費助成に加え、新たに小・中学生の通院医療費を助成する。

2 開始年月日

平成19年6月1日

3 助成対象者

小・中学生を養育する保護者で次の要件に該当する方

- (1) 子どもおよび保護者が中央区内に居住していること
- (2) 医療保険に加入していること

※所得制限なし

4 対象者数

約6,000人(区内小・中学生の人数)

5 助成範囲

通院・入院医療費の自己負担分(食事療養費を含む)

6 助成方法

都内の医療機関に子ども医療証(子医療証。下記参照)と健康保険証を提示することで、保険診療内の自己負担分を無料で医療給付が受けられる「現物給付」を基本とする。

医療証見本

7 周知方法等

- (1) 4月上旬に対象世帯に勧奨通知を発送
- (2) 区のおしらせ4月15日号、5月1日号掲載
- (3) 区内掲示ポスター、医療機関用ポスター
- (4) ちらし

※申請に基づき、5月下旬に対象者へ医療証を発送

問い合わせ先

福祉保健部子育て支援課子育て支援係
電話 3546-5350(ダイヤルイン)

子医療証	
負担者番号	
受給者番号	
子ども	氏名
	生年月日
保護者	住所
	氏名
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
上記の者は、中央区子どもの医療費の助成に国等の一部を中央区が助成するものであることを証明する 中央区長 矢田 美 英	
交付年月日	平成 年 月 日

本



くらしに便利な情報

ライフステージ

よくある手続き

中央区を紹介します！

区政を知ろう！参加しよう！

プレスリリース

現在の位置 [トップページ](#) ▶ [くらしに便利な情報](#) ▶ [出産・育児](#) ▶ [手当](#) ▶ [子ども医療費助成](#)

▶ [子ども医療費助成](#)

▶ [子ども医療費助成](#)

▶ [児童手当\(国の制度\)](#)

▶ [児童手当等](#)

▶ [児童手当\(区の制度\)](#)

▶ [母子家庭自立支援給付金](#)

■ 子ども医療費助成制度のご案内

この制度は、区内に住所を有する子どもが病院・薬局等で診療や調剤を受けの際に、健康保険の適用される医療について保護者の負担する額を区が助成するものです。

対象者

区内に住所があり、健康保険に加入している子ども(義務教育終了前児童)を養育する保護者

乳幼児 (6歳到達後の最初の3月31日まで) 乳幼児医療証(マル乳)
小・中学生(15歳到達後最初の3月31日まで) 子ども医療証(マル子)
※マル子医療証は平成19年6月1日診療分からの助成です。

※次の方は対象になりません

- ・生活保護を受けている
- ・児童福祉施設などに入所していて医療費の助成が受けられる
- ・里親に委託されている

助成方法

本制度は、健康保険証を使って保険診療を受けたときに支払う医療費のうち、保険適用に係る自己負担分を助成するものです。

申請により交付される医療証を都内医療機関や調剤薬局などの窓口健康保険証と一緒に提示することにより、自己負担分を支払う必要がなくなります。

助成できないもの

- 1.健康保険が適用されない医療費
- 2.高額療養費・附加給付該当分
- 3.他の医療費助成制度の適用分
- 4.交通事故など第三者行為の場合
- 5.日本スポーツ振興センター給付適用による医療費

※東京都外医療機関などで診療・調剤を受けた場合はいったん自己負担分を支払った後で、中央区に払い戻し(現金給付)の申請を行うことにより、医療費助成を受けることができます。

▶ [詳しくはこちらをご覧ください。\(医療費の償還払い申請\)](#) [PDF・34KB](#)

申請に必要なもの

この制度を利用するためには、申請して医療証の交付を受ける必要があります。

[前のページへ戻る](#)

- ・乳幼児・子ども医療証交付申請書
- ・お子さんの健康保険証

[乳幼児・子ども医療証交付申請書のダウンロード](#) PDF・37KB

次の場合は子育て支援課に届け出てください。

- 1.区内転居したとき
- 2.加入している健康保険が変わったとき
- 3.医療証を失くしたり、汚したとき
- 4.受給の資格要件を失ったとき
 - ・中央区外へ転出した
 - ・生活保護を受けるようになった
 - ・児童福祉施設に入所することになった

[乳幼児・子ども医療費助成申請事項変更届のダウンロード](#) PDF・4KB[乳幼児・子ども医療証再交付申請書のダウンロード](#) PDF・9KB

小・中学生の入院医療費

平成18年4月1日から平成19年5月31日の間に、小・中学生の入院医療費の助成制度がありました。医療機関で支払った保険診療の自己負担分および食事療養標準負担額を申請により返還します。

[医療費返還の申請手続きの詳細はこちら](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Readerのダウンロードへ](#)

【問合せ先】

子育て支援課子育て支援係
電話 03-3546-5350

くらしに便利な情報	ライフステージ	よくある手続き
中央区を紹介します！	区政を知ろう！参加しよう！	プレスリリース

現在の位置 [トップページ](#) ▶ [くらしに便利な情報](#) ▶ [出産・育児](#) ▶ [手当](#) ▶ [子ども医療費助成](#)

- ▶ [子ども医療費助成](#)
- ▶ [子ども医療費助成](#)
- ▶ [児童手当\(国の制度\)](#)
- ▶ [児童手当等](#)
- ▶ [児童手当\(区の制度\)](#)
- ▶ [母子家庭自立支援給付金](#)

■ 子ども医療費助成(入院医療費助成)

助成対象者

中央区に住所があり、健康保険に加入している小学校1年生から中学校3年生までの子どもを養育する保護者

※所得制限はありません。

※以下の方は助成対象外です。

- ・生活保護を受けている子ども
- ・一部の児童福祉施設に入所している子ども
- ・里親に委託されている子ども

助成範囲

保険診療の入院医療費の自己負担分および食事療養標準負担額(平成18年4月1日以降の入院診療分に限ります。)

※以下のものは助成対象外です。

- ・健康保険が適用されない医療費
- ・高額療養費・附加給付該当部分
- ・他の医療助成制度の適用部分
- ・日本スポーツ振興センター法適用の場合
- ・交通事故等第三者行為の場合

申請に必要な書類等

- ・領収書(原本)
- ・お子さんの名前が記載されている健康保険証(またはそのコピー)
- ・保護者名義の銀行口座のわかるもの(郵便局は不可)
- ・印鑑(朱肉を使うもの。スタンプ印は不可)
- ・高額療養費・附加給付の支給決定通知書(該当する方のみ)

※医療証の交付はありません。病院窓口で自己負担金を支払い、領収書を受け取ってください。

※保険証を提示しないでかかった場合や高額療養費に該当する場合は、各健康保険組合等への申請をしてからの手続きになります。

申請場所

中央区役所6階 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係

助成方法

申請後、審査のうえ、約2ヶ月後に保護者の銀行口座にお振込みいたします。

【問合せ先】